

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子どもすこやか医療費助成金関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、子どもすこやか医療費助成金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どもすこやか医療費助成金事務
②事務の内容	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子供の保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的として行う。 事務全体の概要 【受給資格管理に関する事務】 ・資格要件該当(出生、転入)による受給者の資格取得管理 ・申請による受給者の資格取得及び資格更新管理 ・転出、死亡、保険喪失等による者の資格喪失管理 ・資格要件非該当者の管理 ・資格得喪記録の履歴管理 ・受給資格者証発行事務 【医療費自己負担助成に関する事務】 ・申請された医療費情報を基とした医療報酬明細書管理 ・請求された医療費情報を基とした医療報酬明細書管理 ・助成対象医療費の払い込み事務 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給資格者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	福祉医療システム
②システムの機能	笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例及び施行規則に基づき、医療費助成事務を行っている。 ①受給資格者登録 申請に基づき、本市で管理している住民基本台帳、住民税、国保資格情報と連動し、福祉医療システムに受給資格者を登録する。 ②国保連合会及び社保支払基金から提供される医療費給付情報により、医療費助成額を算定する。 ③償還払申請に基づき、給付情報の入力・支給までを管理する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	・中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能。 ・宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて情報連携に必要とされる宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能。 ・統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能。
	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム

③他のシステムとの接続	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報手帳に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 ・情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ・情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・セキュリティ管理機能 情報提供ネットワークシステムの仕様に準じたセキュリティ管理を行う機能。 ・職員認証、権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	Public Medical Hub(PMH)
②システムの機能	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務 ①情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本市で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)はPMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供システム等への接続	☐ 行政連携システム
	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム
	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム
	☒ その他（福祉医療システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け） 中間サーバー	

3. 特定個人情報ファイル名		
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル、医療費助成対象者情報登録用ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条2項 番号法第19条第6号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項（別表第1 2の項） 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項（別表第2 6の項） 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第6項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定の個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条2項（別表第2 6の項）	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子供すこやか部子育て支援課	
②所属長の役職名	子育て支援課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子どもすこやか医療費の助成を受けている者及びその保護者
その必要性	子どもすこやか医療費助成資格の認定を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座情報)
その妥当性	1. 識別情報 ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有(以降、宛名番号と表記)する。 2. 連絡先等情報 ・4情報:対象者の氏名等を把握するために保有する。 ・連絡先:緊急時の連絡先として保有する。 ・その他住民票情報:通知書等の送付先情報として保有する。 3. 業務関係情報 ・医療保険関係情報:加入健康保険情報や高額療養費情報等を確認するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・口座情報:医療費の給付を行う際の、支払先口座を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	子供すこやか部子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		医療費助成の資格に関する事務において、対象者の住所等を確認し、医療費を適正に助成するため。
④使用の主体	使用部署	子供すこやか部子育て支援課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		受給者台帳登録・管理事務 ・申請を受けた際に、識別情報に基づき対象者の特定をする。 ・子どもすこやか医療費の助成を受けている者の資格情報の管理を行う。
	情報の突合	対象者を正確に特定するために、個人番号を利用して正確性を担保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	システムの運用・保守業務
-------	--------------

①委託内容	システムの運用・保守業務
-------	--------------

②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----------	---

③委託先名	株式会社YSK e-com
-------	---------------

④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	------------	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが入出できる建物（データセンター）のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 制度種別、2. 受給者番号、3. 福祉管理番号、4. 宛名番号、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 年齢、9. 性別、10. 届出年月日、11. 異動年月日、12. 異動事由、13. 電話番号、14. 申請制度名、15. 申請年月日、16. 申請事由、17. 取得年月日、18. 取得理由、19. 認定制度、20. 入院有効期間開始日、21. 入院有効期間終了日、22. 通院有効期間開始日、23. 通院有効期間終了日、24. 却下年月日、25. 却下理由、26. 喪失年月日、27. 喪失事由、28. 喪失理由、29. 保険者番号、30. 保険者名、31. 保険種別、32. 保険者郵便番号、33. 保険者住所、34. 保険者電話番号、35. 記号番号、36. 被保険者名、37. 保険続柄名、38. 保険取得年月日、39. 保険喪失年月日、40. 付加給付名、41. 金融機関名、42. 支店名、43. 口座種別、44. 口座番号、45. 口座名義人カナ、46. 口座名義人、47. 保護者宛名番号、48. 保護者カナ氏名、49. 保護者氏名、50. 保護者生年月日、51. 保護者性別、52. 保護者続柄、53. 住記区分、54. 状態区分、55. 世帯番号、56. 住所、57. 送付先住所、58. 送付先宛名

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
給付台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子どもすこやか医療費の助成を受けている者及びその保護者
その必要性	子どもすこやか医療費の助成金支給を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座情報)
その妥当性	1. 識別情報 ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有(以降、宛名番号と表記)する。 2. 連絡先等情報 ・4情報:対象者の氏名等を把握するために保有する。 ・連絡先:緊急時の連絡先として保有する。 ・その他住民票情報:通知書等の送付先情報として保有する。 3. 業務関係情報 ・医療保険関係情報:加入健康保険情報や高額療養費情報等を確認するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・口座情報:医療費の給付を行う際の、支払先口座を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	子供すこやか部子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		医療費助成の資格及び給付に関する事務において、対象者の住所等を確認し、医療費を適正に助成するため。
④使用の主体	使用部署	子供すこやか部子育て支援課
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		医療費算定・給付事務 ・医療費の償還払申請を受けた際に、医療保険関係情報に基づき給付の入力を行う。 ・医療費の給付事務にあたり、口座情報に基づき支給を行う。
	情報の突合	対象者を正確に特定するために、個人番号を利用して正確性を担保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	システムの運用・保守業務
-------	--------------

①委託内容	システムの運用・保守業務
-------	--------------

②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----------	---

③委託先名	株式会社YSK e-com
-------	---------------

④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	------------	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ④提供する情報の対象となる本人の数 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ④移転する情報の対象となる本人の数 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが入出できる建物（データセンター）のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 制度種別、2. 連番、3. 宛名番号、4. 受給者番号、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 年齢、9. 性別、10. 支給年度、11. 支給区分、12. 取込区分、13. 決定区分、14. 申請年月日、15. 入力年月日、16. 審査年月日、17. 決定年月日、18. 支給年月日、19. 通知年月日、20. 最終更新日、21. 申請者宛名番号、22. 申請者カナ氏名、23. 申請者氏名、24. 申請者生年月日、25. 申請者年齢、26. 申請者性別、27. 診療時年齢、28. 国保社保区分、29. 請求種類名、30. 件数、31. 診療年月、32. 診療開始年月日、33. 診療終了年月日、34. 診療日数、35. 診療区分、36. 診療科、37. 医療機関名、38. 住所、39. 保険種別、40. 保険者番号、41. 保険者名、42. 保険者郵便番号、43. 保険者住所、44. 保険者電話番号、45. 記号番号、46. 保険続柄、47. 報酬点数、48. 総医療費、49. 保険負担率、50. 保険負担額、51. 本人負担率、52. 本人負担額、53. 窓口徴収額、54. 高額療養費額、55. 附加額、56. 食事療養費、57. 食事単価、58. 食事回数、59. 公費名、60. 公費点数、61. 公費割合、62. 公費負担額、63. 一部負担金額、64. 受給者負担率、65. 受給者負担額、66. 調整額、67. 給付額、68. 給付口座宛名番号、69. 給付口座連番、70. 金融機関名、71. 支店名、72. 口座種別、73. 口座番号、74. 口座名義人、75. 高額コード、76. 処方箋発行医療機関名、77. 住記区分、78. 状態区分、79. 世帯番号、80. 世帯識別、81. 住所、82. 送付先住所、83. 送付先宛名、84. 申請者宛名番号、85. 申請者氏名、86. 申請者住記区分、87. 申請者状態区分、88. 申請者世帯番号、89. 申請者世帯識別、90. 申請者住所、91. 申請者送付先住所、92. 申請者送付先宛名

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成対象者情報登録用ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子どもすこやか医療費の助成を受けている者及びその保護者
その必要性	子どもすこやか医療費助成の認定、変更及び助成金支給を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (医療助成資格情報)
その妥当性	1. 識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 2. 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有する。 3. 業務関係情報 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務 ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年3月
⑥事務担当部署	子供すこやか部子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☒ 民間事業者 (医療機関、支払基金) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③使用目的 ※		医療費助成の資格及び給付に関する事務において、対象者の住所等を確認し、医療費を適正に助成するため。
④使用の主体	使用部署	子供すこやか部子育て支援課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務> ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得／閲覧を行うといった情報連携が可能となる。
	情報の突合	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		令和7年3月11日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		国(デジタル庁)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑥再委託事項	PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ④提供する情報の対象となる本人の数 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ④移転する情報の対象となる本人の数 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置＞ Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO／IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置＞ ・本市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub(PMH)を用いて消去することができる。 ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜医療費助成対象者情報登録用ファイル＞

＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における記録項目＞

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス／エラー内容
- ・制御フラグ(不開示／閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル、医療費助成対象者情報登録用ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<福祉医療システムにおける措置> ・提出された申請書に記載された個人番号が申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、マイナンバーカード等の提示を求め、個人番号の真正性を確認し、限定した部署で直接入手することとして、目的外の入手を防止している。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<福祉医療システムにおける措置> ・個人番号と紐づけて管理する情報は業務上必要な情報にシステムの機能として限定しているため、その他の情報と紐付けが行われることはない。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	<福祉医療システムにおける措置> ・ユーザ(職員)IDにアクセス権限とパスワード認証を実施し、アクセス後には利用機能の認可機能

	具体的な管理方法	・ユーザー（職員）IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置＞ ・本市はPublic Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザーID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認めらるよう制御している。 ・既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<福祉医療システムにおける措置> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者、更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	
その他の措置の内容	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従業員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）					
[○] 提供・移転しない					
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[		]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜福祉医療システムにおける措置＞ ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能 な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の 発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報 提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号 法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 (※2) 番号法の規定による情報ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会 者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するも の。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総 合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	庁内レイアウト変更時の特定個人情報の誤廃棄		
再発防止策の内容	特定個人情報の管理の徹底。 ・「特定個人情報の取り扱いに関する報告書」及び「特定個人情報の取り扱い区域図」の見直し ・特定個人情報の取り扱い状況の確認 ・特定個人情報取り扱い記録簿の作成 ・管理職向け研修の実施 ・全特定個人情報取り扱い所属に対し、管理状況の実地確認を実施		

その他の措置の内容	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務における追加措置> ○物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はL2WAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<当市における措置> ・個人情報を含む書類については、鍵付きキャビネットで保管している。 ・個人情報を含む帳票類を処分する際は機密文書として処分し、廃棄の記録を残している。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <当局における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティに関する研修を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所 総務部 総務課 TEL055(262)4111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	請求方法、指定様式等について笛吹市ホームページ上でわかりやすく表示。
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 TEL055(262)4111
②対応方法	問合せの受付時に受付票等の記載により、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]